

## 第8章

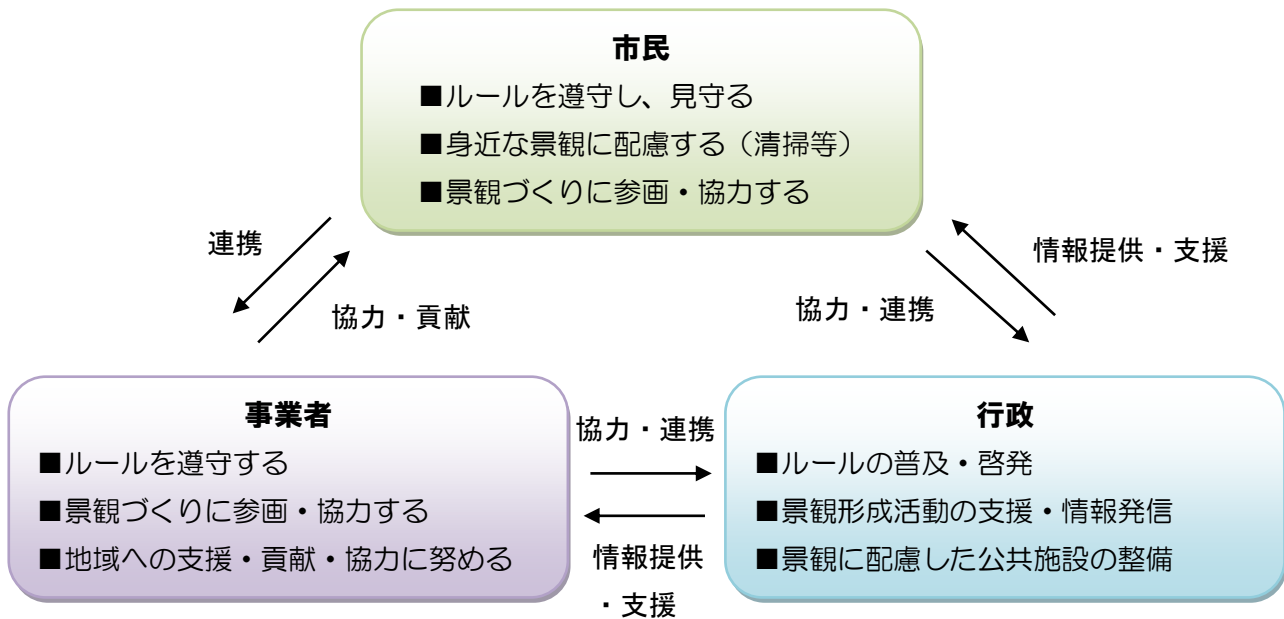
### 協働による景観形成の仕組みと体制



# 第8章 協働による景観形成の仕組みと体制

## 8.1 それぞれの主体の役割と連携

良好な景観形成に向けては、市民・事業者・行政のそれぞれが役割を認識し、互いに協力・連携しながら、取り組むことが不可欠です。景観形成の目標や基本方針を各主体が共有するとともに、できることから少しずつ実行に移していくことが重要です。



※参考：景観法における責務（景観法第3～6条）

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 8. 2 景観形成を推進する体制と仕組み

良好な景観形成を継続的に推進していくためには、地域において景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者が協議・調整を図りながら、課題解決を図っていくことが重要です。

また、地域固有の景観資源やその特徴を踏まえ、景観法をはじめとした様々な法制度（都市計画法、建築基準法、自然公園法、文化財保護法、屋外広告物法等）を積極的に活用しながら、良好な景観形成を総合的に推進していきます。

### 1) 景観計画の運用に関する実施体制

#### (1) 景観審議会を設置

小郡市景観計画の変更や、届出に関する勧告や変更命令等に向けた審議、景観形成重点地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等について協議及び審査を行う機関として「小郡市景観審議会」を設置します。

景観審議会は、本市の景観形成に関し専門的な知識を有する学識経験者や専門家、関係団体を代表する者、公募市民により構成され、それぞれの専門的な立場からの助言を踏まえ、審議を行います。

#### (2) 景観アドバイザー制度の活用

景観計画の実行性を高め、より質の高い建築物等のデザインを誘導するためには、専門家等による助言等が不可欠です。このため、良好な景観形成に寄与する建築行為等を行うための指導を行う専門家等を「景観アドバイザー」として位置づけ、事業主に対する適切な助言を行います。

#### (3) 庁内における連携

良好な景観形成を推進するためには、都市計画・建築・土木等の都市整備に関する部局のみならず、農林部局や商工・観光等の産業振興に関する部局、文化財担当部局等の様々な分野における部局の連携、協力、調整が不可欠であるため、庁内の横断的な組織体制を構築し、密な連携を図っていきます。

#### (4) 筑後川流域市町・国・県との連携

本市の景観形成は、「筑後川流域景観テーマ協定」や「筑後川流域景観計画」に基づいて行うものであることから、広域的なまとまりやつながりをもった関係市町に加え、国や福岡県との連携を図り、より効果的な景観まちづくりを推進していきます。

## 2) 景観法の活用

### (1) 景観協議会

景観形成の推進に向けては、景観形成に関わる多様な主体や機関、地域住民や企業等、関係者間における相互理解と協力・連携の体制が不可欠です。

景観法では、良好な景観形成に向け必要な協議を行う場として、「景観協議会」が位置づけられており、この組織（体制）の積極的な活用が期待されます。地域住民、地域団体・NPO等、自治会、事業者、国・県・市の行政機関、学識経験者・有識者等、学校・PTA・子ども会及び教育委員会等、

多様な主体が参画する体制により、官民が一体となって景観形成に取り組むことを目指します。

## （２）景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進します。景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定します。

## （３）景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図ります。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取決めを全員の合意により定める制度です。取り決める内容は、形態や材質等のハード的なものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフト的なものも含まれることができます。同協定は、景観行政団体の長の認可を受ける必要があります。

# 3）他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

## （１）地区計画（都市計画法）

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定めることができます。

## （２）風致地区（都市計画法）

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、木材の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度です。面積 10ha 以上のものは県が、その他のものは市町村で定めます。

## （３）建築協定（建築基準法）

住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るため、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定です。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨を条例で定めます。

## （４）緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域（都市緑地法）

里地・里山等の比較的大規模な緑地や都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等の一定の行為を制限することにより緑地を保全する制度です。都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域においては都道府県（市の区域内にあっては、当該市）が、特別緑地保全地区においては市町村（10ha 以上かつ2以上の区域に亘るものは都道府県）が、緑化地域については市町村が指定することとなります。

## （５）緑地協定（都市緑地法）

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的

な景観形成を推進していきます。緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所・垣・柵の構造等について締結することができます。

#### （６）文化的景観（文化財保護法）

文化財保護法では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された固有の景観を文化的景観として定めており、景観計画区域内にある文化的景観のうち、特に重要なものを重要文化的景観として選定することができます。重要文化的景観について、現状の変更等の行為をする場合、文化財保護法に基づく届出が必要となります。

#### （７）屋外広告物条例（屋外広告物法）

「屋外広告物の景観誘導方針」に基づく景観形成を図るため、屋外広告物法による市独自の屋外広告物条例の制定を目指します。屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県又は景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等に関する制限の内容を定めます。

### ４）景観形成重点地区における景観まちづくりの推進に向けて

「景観形成重点地区」では、景観形成に関する基準を設け規制・誘導を行うとともに、観光振興や定住促進、空き家対策、環境保全等の様々な事業や制度と、景観まちづくりのための施策を連携させ、地区の特性を生かした良好な景観形成に取り組んでいきます。また、市民との協働のまちづくりを推進するために、良好な景観形成につながる活動に対して技術的支援等を行います。

歴史的な町並みや建造物が残る地区においては、地区固有の町並みを保全し、それらを活用したまちづくりを進めていくため、地区住民と協議しながら、「まちづくり協定」の策定や、「街なみ環境整備事業」の導入等を見据えた調査・検討を進めていきます。

また、今後住民運動の高まり等により、良好な景観形成の更なる推進が求められる地区については、新たに景観形成重点地区として追加し指定することを検討します。



## 8. 3 景観形成につながる活動の推進

市内の豊かな自然や古くから伝わる歴史・文化、広大な田園、美しい住宅街の街並み等は、地域の貴重な財産となっています。これらによって作り出される景観は、日々の人々の手入れや営み、活動によって大切に継承されてきたものです。

そうした個々で行われている地域・経済活動を基盤としながら、景観資源を活用した地域振興や地域の活性化につなげていくため、住民や企業との連携を図りながら景観形成につながる様々な活動を積極的に支援していきます。

### 1) 住民及び事業者との連携

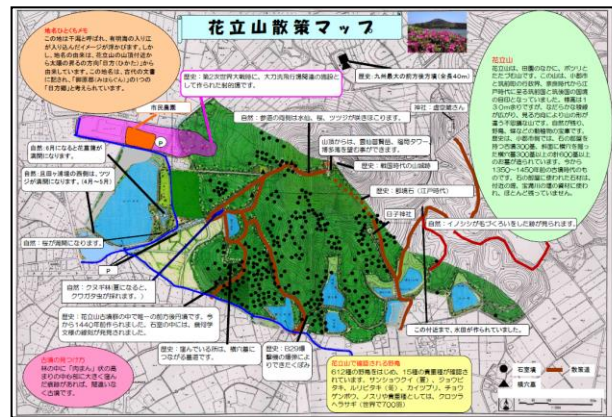
住民主体の景観形成に関わる活動とは、個々の家の花植え・緑化や、河川や道の清掃、森林や里山の保全、各地で行われている祭り・行事の普及及び継承、地域に点在する景観資源の発掘・共有化、耕作放棄地の活用、資源のブランド化等多岐に渡ります。

多くの市民や事業者が日ごろから良好な景観形成に興味を持ち、積極的に参加できるよう、イベント等による啓発活動を行うとともに、良好な景観形成に関する継続的な情報発信に取り組みます。また、良好な景観形成を目指し活発に活動を行う市民や団体等に対する技術的支援等を通じ、連携を図るものとします。

#### 事例1 地域資源マップの作成（花立山を楽しむ会）

地域住民で組織された「花立山を楽しむ会」により、「花立山散策マップ」が作成され、訪れる人々に活用されています。

地図として地域資源をまとめることは、多くの人々に地域資源を紹介し、関心を高めることに役立つとともに、地域資源の豊かさ・大切さ等に対する意識の共有化を図るためにも有効です。



#### 事例2 竹きりのボランティア活動（勝負坂公園を守る会）

希みが丘区の「勝負坂公園」は、ため池（勝負坂池）を有し、景観に優れた区民の癒しの場所ですが、真竹の繁殖等により森林の荒廃が進んでおり、治安上の問題も発生していました。

そのため、竹きりボランティアを行う「勝負坂公園を守る会」を立ち上げ、森林の整備保全と子どもたちへの森林環境教育を行うことで、住宅街にある「里山」として景観や環境の向上に寄与することを目指しています。



### 事例3 里山保全活動（NPO 法人 三沢遺跡の森を育む会）

「三沢遺跡の森を育む会」は、九州歴史資料館に隣接する「三沢遺跡（福岡県指定史跡）の森」を活動拠点とし、森の豊かな自然を守るとともに、生物多様性、地球環境問題や地域の歴史を考える「学びの森」として育てるため、森での自然体験イベントを中心に活動を行っています。

森や遊歩道の整備活動や外来植物駆除の他、燻蝟（はぜろう）による和ろうそくづくりや秋の山野草を楽しむ会等、様々な活動を通じて森の豊かな自然環境の保全を目指しています。



### 事例4 農村環境向上活動（光行水土里（みつゆきみどり）の会）

「光行水土里（みつゆきみどり）の会」では、近年農家人口の減少と農業人口の高齢化により、共同活動への参加が厳しくなっていることから、農業者・行政区・老人会・団体・小中学校が一体となって農村環境を保全する活動を行っています。

具体的には水路法面を利用した景観作物の植栽、幹線水路内の泥上げ、法面の草刈り等を実施しており、農業者と地域住民が協力して緑豊かな農村地域を将来に残していくことを目指しています。



### 事例5 味坂ポピー祭り（味坂21の会）

味坂地区の活性化を目指す市民団体「味坂21の会」が、会員の農地にポピーの種をまいたのが始まりで、現在では約23,000㎡の農地いっぱいにポピー約100万本、ルピナス約7,000株が5月中旬に咲き誇っています。

見頃の時期に合わせてポピー祭りが開催され、地元特産物コーナーや地域団体による出店が行われる等、市内外の多くの人々に美しい花々による景観が親しまれています。





### 事例6 景観美化活動（御原校区）

協働のまちづくり協議会の環境衛生部会では、校区全体から参加者を募り、宝満川土手沿いの除草活動を年に5回ほど行っています。以前は目立っていた河川敷への不法投棄も減り、適切に管理された美しい宝満川沿岸の景観が保たれています。

また、地域交流部会が中心となり「あすてらす」裏の宝満川沿いの土手において、除草やコスモスの植栽活動を行い「あすてらすコスモスロード」として整備しています。毎年10月にはあすてらすイベント広場において「御原コスモス祭り」を開催し、多くの人で賑わいます。



## 2) 福岡県まちづくり専門家派遣制度の活用

市民が主体となる景観形成に関する取組にあたっては、良好な景観形成やまちづくりに関する情報提供や、地域の実情に応じた専門家によるアドバイス等が必要となる場合があります。

福岡県では、良好な街並みの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等に対して、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、県で登録しているまちづくり専門家を活動支援のために派遣できる「まちづくり専門家派遣制度」を制定しています。同制度の積極的な活用を促進し、良好な景観形成に対する技術的支援を行います。

